

明治以前北海道に於ける問屋及び小宿

白 山 友 正

一、緒 言

明治以前北海道に於ける松前藩及び幕領時代の商業政策はその土地柄漁業立國を基礎とした關係上、有力なる商人がすべて場所請負人となつて商業權を掌握してゐた⁽¹⁾。而してこの企業家よりの關稅⁽²⁾は松前藩時代には藩、幕領時代には幕府の甚だ重要な財源であり、従つて茲に徵稅機關たる沖之口番所⁽³⁾の存在價值があつた。

松前藩時代に於ける藩、幕領時代に於ける幕府は沖之口番所に於ける出入商人にして有力なるものをして出入貨物を檢閲し、自ら口錢をとり、沖之口口錢を徵收して上納せしめる特權を與へた。この特權ある商人が問屋及び小宿である。

故にその權利を利用して、貨物の數量、價格等を正當に申告せず以て私利を圖るものも生じた。故に後幕領時代の安政三年には精細なる調査を爲し、同年九月大改革を施し、嚴しく問屋及び小宿を戒飭して、誠實に其

の業を営ましめ、且つ新しく問屋取締役を置き、町年寄蛭子次郎後砥平と改名すを以て、之に任じ、各場所荷物送状は勿論、積合荷物改方、賣捌物入札等にも立合はせ、又從來問屋其他沖之口番所に提出する願書には問屋頭奥印を爲したか否かを改めて連印を爲さしめ、奥印は問屋取締役をして之を爲さしめた程である⁽⁴⁾。(此の結果船船にて來る商人の困難が少くないので沖之口口錢は賣買價格一割下げの價格で上納せしめた⁽⁵⁾。)

かゝる弊害もあつたと云へ、この商業政策は爲政者にとつてかなり有効なものであつた。

- (1) 拙稿松前蝦夷地場所請負制度考。(經濟史研究第二八號)
- (2) 狹義の關稅にして内國關稅。
- (3) 明治二年十月海官所と改め、同三年十二月海關所とし、八年に至り船改所と改む。
- (4) 北海道史第一、八九〇—一頁。
- (5) 同上。

二、問屋及び小宿の由來

(1) 問屋の由來

明治以前北海道に於ける問屋の起原は元文年間にあつた。享保三年(一七一八)福山問屋の家名を調べたことがあつた際既に問屋の名稱のあつたものがあつた。當時は松前並に箱館江差在々共に人家多からず、諸國からの商船等も甚だ不足に付、浦方並に諸役所調、難破船等は家中並に舊來町人共申合せて收納方、旅人出入を調査してゐた⁽¹⁾。

「然る處追年人家相増し諸國より船々入込み米穀は勿論諸事積來り當所蝦夷地前濱出產の品等賣買仕候處段々

市中賑々敷罷成候に付御親仕候處御國法被仰出^②」たわけである。

享保七年十二月福山の間屋業者より株式を出願し十五名を限つて許可せられ、茲に初めて特權を有する營業となつた。其内諸役不納のため株を沒收せられたもの一名、營業の都合上問屋仲間にて株を買取り若しくは預け置くもの四名あつて、寶曆九年（一七五九）には營業者十名となつた。大黒屋茂右衛門、中島屋喜右衛門、廣島屋卯右衛門、阿部屋喜兵衛、川内屋久兵衛、近江屋忠右衛門、鹽越屋作右衛門、蓬萊屋忠右衛門、種倉屋治右衛門であり^③、其加金若干（文化年間屋七軒の其加金百兩宛と定めた。）を上納せしめた^④。

元來松前は荒濠であるから箱館江差に比し漁撈もなく、諸國より廻船も甚だ不足である故、松前藩の特權を以て城下繁榮等の爲め、東西蝦夷地奥島の生産物を荷廻せしめたので、諸國より商船數艘入込み市中賑々敷商賣をしてゐたのであるが、箱館表から東蝦夷地一圓上地となつてからは、廻着の東蝦夷地荷物不殘箱館表へ荷廻し賣買仕候に付き諸國より商船等自然不足に相成り右に準じ、問屋ども、手落となり、市中一同不景氣難澁してゐたから取計方を左の如く願ひ出たこともある。

「乍恐以書付奉御伺候

松前領東西蝦夷地一圓

御土地ニ被仰付候ニ付乍恐先規ヨリ私共問屋家業處務勤來候趣奉御伺候^⑤」

「私共諸願事萬端御親ノ筋并諸廻船時々取調ノ儀ハ御役所ニ直ニ願出猶又市中御觸等ノ儀ハ問屋共格別ニ町奉行衆ヨリ御書付ニテ被仰付御觸流シニ御座候外家並ノ儀町名主へ被仰付則町々名主ヨリ相觸候儀ニ御座候間乍恐是迄ノ通被仰付候様奉願上候^⑥」

箱館に於ける問屋の起源を見るに、元文年間龜田村に吉村某があり、大坂堀達船の荷物を取扱つたが、同村は遠浅で、船舶の定繫に不便なので、出店を箱館に設け荷物を取扱つたに初る⁽⁷⁾。

寛延元年（一七四八）五月箱館の間屋業者六名出願して株式を許可せられた。即ち若狭屋宗太郎、角屋太郎右衛門、龜屋武兵衛、秋田屋喜左衛門、長崎屋半兵衛、濱田屋兵右衛門是である。此時新に問屋を始めんことを出願した者があつたが採用されなかつた⁽⁸⁾。

慶應二年現在にて佐藤半兵衛、濱田屋兵右衛門、秋田屋喜左衛門、若狭屋宗太郎、和賀屋宇右衛門、龜屋兵衛、角屋吉右衛門、中村屋孝兵衛、大津屋茂吉、加賀屋長右衛門の十名である⁽⁹⁾。

江差に於ける問屋の起源は明かでない⁽¹⁰⁾。

天保六年（一八三五）正月、江良町に沖之口番所を設け、問屋を置いたが⁽¹¹⁾、ほんの形式的なものであつた。

- (1) 松前沖之口取扱収納取立手續並問屋議定書。
- (2) 北海道史第一 二五七頁。
- (3) 函館港商業の慣例 一三頁。
- (4) 同 上 四八頁。
- (5) 松前沖之口取扱収納取立手續並問屋議定書。
- (6) 函館港商業の慣例 一三頁。
- (7) 北海道史第一 二五七—八頁。
- (8) 諸株記
- (9) 北海道史第一 二五八頁。
- (10) 同 上 八八九頁。
- (11)

(2) 小宿の由来

松前蝦夷地に於ける小宿の初りは、元文四年（一七三九）である。問屋制度が明治以前北海道の獨特のものでないと同様これもこの地獨特のものでなく、他國の模倣であることは左の記録によつて知ることが出来る。

「一、享保三年私共問屋家名御改被付候砌端々ニ至附船宿トナゾラへ諸廻船荷物隠密ニ直以相對候ニ付問屋外堅ク停止被仰付候然ル處近年數多ニ相成船手直以相對密々賣買仕候ニ付甚夕御取締ニモ相成不申候ニ付隣國問屋職分取扱承合候處問屋外小宿ト申有之、船水主取扱候由依之、諸商賣伺受用口錢等歩合致シ候様承合候ニ付當所ニ而モ右小宿株相立候ハ、猥ニ相成不申御取締ニモ相成不申ト存シ、右小宿御究被下度趣元文四年六月十八日町役所へ御願申上候處同月廿五日御百姓の内小宿株致相續申候者名前書差出候様被仰付候⁽¹⁾」

(傍點筆者)

一ヶ年の冥加金若干(文化年間小宿八軒より冥加金二十兩宛を納めしめた)を上納せしめた⁽²⁾。
この小宿の由來は唐阿蘭陀商法一に

「寛文五年

寛文五己年はじめて稻生七郎左衛門奉行として下着早速被申出付、唐人相對を以宿仕之儀御停止、内町外町順番にして唐船番前の町に引請、船頭并に役人唐人はその町々乙名方へ召置可致商賣之由にて、是より宿町之支配を以荷物賣渡し、口錢宿町に雖取置、唐人共兼て入魂の者共町々に在し之客唐人を仕立、其者どもの方へ荷物を引分け賣せ、口錢をとらする、是を小宿といふ。

或百貫目の船は拾貫目廿貫目程ならでは、船頭荷物はなし、此小宿の儀、翌午年相止らるゝといへ共、小宿無之ては地下中致困窮由遠て致訴訟故、又赦免有り、小宿共宿を可請心入あるにより、猶更馳走仕故に、段々唐人共不自由成る事無之候、就夫唐人共商賣の儀能考、毎年來朝して諸色高直に賣、高利を取り、異國へ金銀無限持渡る⁽³⁾」

とある如く、唐商の指定宿であり、そこで商人賣買の口錢をとつてゐたに初る。それ故に、引用文中にある如く、各小宿は競ふて己れ方へ唐商引入に腐心したので、唐商に有利になり、輸入高を増し、金銀貨幣流出、代替物（長崎俵物等）の増加を量らねばならなくなつた⁽⁴⁾。

松前に於ける小宿は、元文四年（一七三九）に至り左の小宿十五名の株式を許可したに初る⁽⁵⁾。

助之丞、五郎兵衛、市兵衛、清兵衛、五郎右衛門、伊兵衛、八九郎、與兵衛、三郎兵衛、又三郎、專太郎
傳六、清六、清三郎、兵右衛門

箱館に於ては寛延元年（一七四八）問屋許可と同時に小宿十六名（或は十七名と云ふ⁽⁶⁾）、慶應二年（一八六六）年には、鍋屋吉右衛門、伊藤屋佐治兵衛、龜屋七郎兵衛、大坂屋彌兵衛、近江屋善兵衛、吉村屋善左衛門、村田屋作右衛門、龜屋吉郎兵衛、能登屋庄藏の合計九名の株式が許可された⁽⁷⁾。

江差町に於ける起源は明かではない⁽⁸⁾。

江良町には天保六年（一八三五）正月沖之口番所設置と同時に置かれた⁽⁹⁾。

- | | | | |
|-------------------------|---------|------------|-------|
| (1) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書 | 五三 | (5) 北海道史第一 | 二五七頁。 |
| 頁。 | | (6) 同上 | 二五八頁。 |
| (2) 函館港商業の慣例 | 一三頁。 | (7) 諸株記 | |
| (3) 日本財政經濟史料第三卷 | 六三二頁。 | (8) 北海道史第一 | 二五八頁。 |
| (4) 内田銀藏、日本經濟史の研究上 | 四六〇頁以下。 | (9) 北海道史第一 | 八八九頁。 |

三、問屋及び小宿の業務

(1) 問屋の業務

一、諸國商船の宿を爲す。

問屋は先づ、諸國より入津する交易船の宿を爲すのが主要業務である。故に廻船宿屋の名のある所以である。問屋仲間議定書に

「他國ヨリ旅人渡海ノ節ハ商人船手方儀ハ問屋ニ而宿請可致候其外稼方鯺取雇ノ儀ハ往來宿ヘ引渡可申事」
とある。

二、仲介を爲す。

(イ) 船手と松前蝦夷地住民の間に立つて貨物賣買を仲介し規定の口錢を取る事。

但し問屋から商人へ賣つた商品又は他より委託された物品中混交物又は拵切れ或は目欠等あつた節は問屋に於て負擔するを通例とする⁽²⁾。

(ロ) 場所請負人と松前蝦夷地住民或は他國商人との間に立つても規定の口錢をとつた。その口錢は嘉永四年(一八五二)に於ては三分乃至四分方は自有となり、一分は小宿分となり、残りの五分乃至六分は仲間へ差出した。即ち舊記に

「ヤムクシナイ

頭宿大津屋茂吉四分五厘方受用

小宿伊勢屋佐治兵衛一分方受用

松前廻り四分五厘方仲間に差出候事

明治以前北海道に於ける問屋及び小宿

アフタ

頭宿龜屋武兵衛二三分方受用

七分方仲間へ差出し候事⁽³⁾」

とある如くであり、尙頭取改の時は不殘仲間へ差出す規定であつた。

かく場所請負人に對する口錢は他に對するよりも多く且つ、蝦夷地場所請負人から上下を贈られたりした程勢力があつた⁽⁴⁾。

かく問屋の権力のある一つの理由は、請負人の年期満了し更に追願する時、請負人は望む所の問屋を保證人に立て藩へ出願せねばならなかつたからである。尙請負人の保證する問屋は、若し請負人が運上金を拂はぬ時は、其の産物の積荷を擔保として立替拂を爲した。

若し保證に立つてゐない問屋から産物を積取する時は斷り、問屋（保證に立つた問屋）へ示談して二分五厘の口錢を分配せねばならなかつた⁽⁵⁾。

場所請負人の問屋は世襲的に略々定つてゐた如くである。

「アツケシ

山田 壽兵衛

サル

宿 佐藤半兵衛

アツケシ（朱書）

ユウブツ

同 大津屋茂吉

同（朱書）

同 秋田屋喜右衛門⁽⁶⁾」

の文書に見る如く、アツケシ、サル、ユウブツ三場所請負人山田壽兵衛の間屋に就て云へば、佐藤半兵衛は三場所共出産物に關係をもち、大津屋茂吉、秋田屋喜右衛門はアツケシ場所の出産物のみに關係をもつてをり、壽兵衛は世襲的に間屋として三家を選んでゐた如きである。

抑々この宿口錢の由來は、唐阿蘭陀商法に

「元和三卯年奉行長谷川權六支配の時に、宿口錢と申事を被相定端物一反に付銀一匁荒物銀高百目に付拾匁宛、貨物御買せ候者より可出之由被極、是を宿口錢といふ。右の口錢二十年餘取來候次第に唐人裕貴になり、段々銀高多積渡に付、口錢高宿主となり、是も手前富貴なる故に寛永中西年、奉行會我又右衛門今村傳四郎支配の時に、反物一反に付五分、荒物代銀百目に付五匁に被減の」とある如くで、別に説明するまでもない。

三、船手の移入せる貨物は間屋より之を沖之口番所へ届出て検査を受け、沖之口口錢（關稅にして間屋口錢にあらず）其他役金を取立て番所へ納める事。

箱館の間屋は多く辨天町内澗町邊に住居してゐた。入船毎に袴（手代の事）を其船に遣し、物品國名船主水主以下姓名等取調上陸の上船頭同伴沖之口番所に至り、検査を受けさせる。故に辨天崎邊へは各間屋袴を出す所謂見張なるものにて、銘々の家船入港の有無を調べ手配を爲した。而してこの検査物品に應じて、沖之口口錢を徴收し之を上納した。

これもともすれば形式に流れ、或は故意に人數、物品數等を隠蔽するので、沖之口番所では規則を遵守するやう屢々訓令を出してゐる。

商船入津の際の問屋の心得の二三を示せば左の如くである。

- (1) 城米積用船が入津の節は、澗中懸船を引繼差出す。
- (2) 入津の諸廻船の疑はしきものは沖之口番所へ届出事。
- (3) 入込の旅人の様子が疑敷ときは、之も番所へ届出、旅人出入水揚帖記入を怠らぬ事。
旅人船手商人の外、立歸ることを願出て十日以内に出発しない時はその旨届出る。
- (4) 僧侶、醫者男女で不審のものが乗來つた時は届出る事、但し僧侶宿請は其筋にて御役所へ相達する事。

(5) 入津の船の船頭水主寺判銘々持參するやう申付けておく事。

(6) 諸廻船は入念に改め、萬一船腹以上に積荷のものは吟味する事。

(7) 米穀並に古手木綿等總て他國より積來つたものは、全部荷揚をし、津出を停止する事。

(8) 諸廻船入津荷物は改役人立合で石數を吟味し取調べた上で書上る。

(9) 諸家、家中の者の出入共名前相改め、船宿より時々町役所、沖之口番所へ書上る⁽⁹⁾。

四、移出時の業務

移出の時も三にのべたと同様沖之口に至り出帆積荷を改め積入高書上げ石數を調べ⁽¹⁰⁾、且つ出帆前賣買口錢を受け⁽¹¹⁾る。

- (1) 諸廻船出帆遅滞なき様心得る事。
- (2) 船手出帆の節船頭水主の外猥に乗合はしめない事。

(3) 前々から他國へ津出し停止品を積込んだ船がある時は出船を差留め早々申達する事。

(4) 江差、箱館在々を旅人通行せんと欲せば問屋から判を請け通行せねばならぬので、其の通行判を判錢をとつて押捺した。この通行券を持參せぬものは訊問を受けねばならなかつた⁽¹²⁾。

五、蝦夷地へ往來する船舶に對しても亦總て三、四の項が適用された。即ち蝦夷地出入の船々は銘々宿所取極其宿より沖之口番所に届出改を受ける。然し産物口錢は場所請負人から受領するを例とした。仲間の内月行事二人を置いた。

六、難破船の救濟及び夜警

港内難破等あれば其受持宿船に限らず問屋小宿附船諸廻船等居合の船悉く救助に従事する。

(1) 當潤に於て難破船等があつた節は問屋會所へ残らず仲間相詰め見廻を爲す。猶又數船破船した時は船具網碇混雜致し出入するので、問屋會所へ揚置き相分り次第相渡すこと。尤も漁船で取上げた沈物浮物は太儀料の定法割合がある⁽¹³⁾。

(2) 前濱掛潤の外出船停止である。春は粒緋積出の船勝手に近濱に繋いで其處から直ちに出帆する旨願出た時は改めを爲した上、幕吏（藩時代は藩吏）の許可の後出帆を申付ける事⁽¹⁴⁾。

(3) 吉岡村宮ノ哥村問屋は難破船等のある節は、問屋頭へ申達やう申付ける。猶又問屋取扱の儀定は問屋頭名前にて差遣すやうになつてゐる。

又吉岡村宮ノ哥村兩處にて取扱ひ船の内南部津輕領は格別其外國々商船右兩處にて荷物積出し、出帆すると其向々問屋へ申達し直航御免の上出帆する事⁽¹⁵⁾。

(4) 西在難沈等のあつた節は小砂子村から熊石村迄は江差村差配であつたので定例の通り差配するやうに通告すること⁽¹⁶⁾。

(5) 西在は原口村東在は福島村迄難破船があつた節御役所へ斷り、問屋仲間其場所へ罷越し差配する事。

(6) 御用船が松前は荒潤であるから、難風破の節は濱表夫々手配等を必要とする時は、御用船御宿は、問屋一體へ仰付られる事。

(7) 夜間入津した時は仲間より立火仕潤入する事。

(8) 夜分船場から荷揚積入は堅く禁止であり、若し違犯のものは、見當次第荷物取上げ、直ちに番所へ届出る事⁽¹⁷⁾。

七、禁制品の取締及禁令

(1) 他國へ積出法度の品は、鐵錢、桎、柁、明樽、材木類、但し材木は山師請負の者から買取つた分は例外である⁽¹⁸⁾。

(2) 諸廻船潤懸し、海山よりの出産物並に海草に至る迄勝手に取る事は堅く停止である。

(3) 船手のもの問屋の外、相對直賣堅く停止である⁽¹⁹⁾。

八、特別

(1) 南部津輕船出帆の節追放人乗遣すこと仰付られた節は御用相勤める事⁽²⁰⁾。

(2) 秋田から上方筋諸廻船三人乗以上早春下る船一艘限り年中御役御免である。その代り御禮氷割獻上を勤める事⁽²¹⁾。

九、湊の修理

年々大松前、小松前殊の外悪くなるので、問屋仲間で普請修繕を爲した⁽²²⁾。

- (1) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (2) 函館港商業の慣例 一一頁。
- (3) 問屋小宿場所口錢割合帳。(杉浦文書の中)
- (4) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (5) 函館港商業の慣例。
- (6) 第二諸産物諸用品。
- (7) 日本財政經濟史料第三卷 六二六頁。
- (8) 村尾元長、維新前町村制度考。
- (9) 問屋仲間議定書。
- (10) 村尾元長、維新前町村制度考。

(2) 小宿の業務

一、宿を爲すこと

小宿は御番所改を爲し得ない⁽¹⁾。故に沖之口番所に對しては直接の關係を有せず。又蝦夷地往來の船舶を取扱はないが、普通の商船に對する荷物の賣買及び禁制品の取締、難破船の救助に就いては問屋と異るところがなかつた⁽²⁾。

故に第一の業務は廻船の宿を爲すことであつた。

二、口錢を取ること

明治以前北海道に於ける問屋及び小宿

- (11) 問屋仲間議定書。
- (12) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (13) 問屋仲間議定書。
- (14) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (15) 問屋仲間議定書。
- (16) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (17) 問屋仲間議定書。
- (18) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (19) 問屋仲間議定書。
- (20) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
- (21) 問屋仲間議定書。
- (22) 問屋仲間議定書。

問屋と同じく沖之口口錢を取扱つた。而してその口錢は七分は問屋のものとなり、三分は自らのものとなつた。

松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書にも

「唯今迄ノ通旅人へ船手ヨリ荷物相受致商賣候者有之候ハ、□□□に吟味致シ問屋頭へ相斷可申候其上歩口錢ノ錢見居申候小宿へ相定ノ通請取可申事」

とある。船手勝手に寄り小宿へ荷物揚ても請取高相改め賣拂の節、庭口錢定の通り徴收する。買物の場合も同斷である。

三、沖之口口錢

沖之口へ上納する口錢は船宿及び問屋の手を経て上納する⁽³⁾。

四、船舶出入の際に於ける任務

これは問屋の任務の三、四の項で述べた場合と大同小異であるからこゝに省略する。

五、難船救助

大荒の砌、濱へ出、船手に心を添へ世話仕るべく以後難風に逢ひ艱懸船等有之節も同じく救助する事⁽⁴⁾。

六、禁制品の取締

問屋の場合と同じである。

七、制限

小宿の中で、末々勝手に寄り名代貸をする事があつたが、上吏へ相談をせねばならなかつた。

- (1) 村尾元長、維新以前町村制度考。
(2) 北海道史第一 二五八頁。

- (3) 村尾元長、維新以前町村制度考。
(4) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。

四、問屋の豫約

松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書に

「一、東西蝦夷地御用御仕込ノ品諸國へ御註文被仰付候節ハ問屋仲間へ被仰付候様奉願上候乍恐私共手許ヨリ他國向々へ萬事諸註文仕候節ハ自然ト諸國ヨリ船々數艘入込候へハ其國ヲ以テ國中端々ニ至ル迄賑々敷相成申候乍恐問屋手許外御註文被仰付候節ハ船手勝手ノ節申出自然ト御收納ニモ拘リ右ニ准シ私共受用口錢藏敷等ニ至ル迄彼是ヨリ申出乍恐御不益ニ相成申候間以御慇悲私共手許へ諸事御註文被仰付候様奉願上候」

とある如く、東西蝦夷地使用消耗の諸品の註文をとり問屋の手から内地各方面へその必要の品々を註文した。それで諸國の商船も入りこみ三港は賑ひを呈した。

五、問屋及び小宿の權利

(1) 問屋の權利

一、問屋は株式を有する。この株式を有しないものはその資格がなかつた。この株は株主權とでも云ふべきもので今日の株式の資本の一部とか、株券などの意味ではない。

二、蝦夷地並に山方面諸商賣向の請負希望の百姓併に旅人等は、問屋の加判を必要としたことは前述の如くであるが、其他周旋の權を有してゐた。

三、問屋の入札權

場所の產物を搭載せる船舶が箱館に到着すると會所掛之を產物帖に記入し、送狀は吟味役に差出し、官吏及び會所掛手代船中に赴き、物品を檢査し、入札を公告すれば問屋は船中に至り物品を見た上、入札して拂下を受けた⁽²⁾。この入札權は幕府官營商業時代に主として存してゐた。

四、小宿の議定權

問屋は小宿の缺權株、失權株の處分、小宿の推薦等をなす權利を有してゐた。

五、往來願の差出權

箱館江差船持は問屋で、往來願を差出すので、入用者は必ず問屋の門を潜らねばならなかつた。問屋議定書に左の如くある。

「箱館江差船持ノ儀ハ當處ニ而御往來願出可申事」

(2) 小宿の權利

一、小宿株

小宿は小宿株を有してゐた。これは小宿權とも云ふべきものであつて、之を有しないものは小宿たることを得なかつた⁽³⁾。

二、口錢の取得權

諸廻船賣買荷物受用口錢は船宿にて七步小宿へ三步の定めで商賣する規定であつて、三步の口錢の所得權を有してゐた⁽³⁾。即ち

「他國ヨリ後附荷物ノ儀ハ預主方ニテ賣拂候節目録帳表ニテ本宿へ庭口錢定ノ通七步請取可申事尤モ三步ハ小宿請取可申事」

とされてゐた⁽⁴⁾。

三、小宿の入札權

問屋と同じく蝦夷地產物の入札權を有してゐた。

(1) 松本蒸治、會社法（現代法學全集第十三卷九二頁）

(2) 北海道史第一 六〇三頁。

(3) 村尾元長、維新以前町村制度考。

(4) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。

六、問屋及び小宿の商慣習

一、問屋仲間小宿仲間ニ付各議定書があり、之を遵守し、問屋頭取、問屋行司、小宿世話役⁽¹⁾、小役行司を置いて事務を處理し取締を爲した。

問屋頭取は官より之を命じ、行司は概ね營業者順番に之を勤めた⁽²⁾。

二、問屋と船手との計算

船手の出帆に先だち賣買代價を差引き其の過不足は正金で受授したが、船手に多額の殘金ある場合は翌年買入品の代價として問屋を経て信用ある場所請負人に預けるものが少くない。又移入品に賣り残りあるときは

之を問屋に委託し置いて販賣させるのを例とした⁽³⁾。

三、問屋及び小宿の公定收入

1. 口 錢

前述の如く他國から移入し又は他國へ移出する貨物は必ず問屋又は小宿の手を経て賣買するを例とし、船手は勿論場所請負人も亦其の定めたる問屋があつて、妄りに他に變更することを得ず。問屋口錢は賣買代價の通常二分⁽⁴⁾、瀬戸物、鐵物、鯨等は三分、酒、材木、青物等は四分とした。即ちこれを由記により詳述すれば左の如くである。

「一、諸色賣口錢二分、一酒賣口錢四分、一諸色買口錢二分半、一生緋細布江さし昆布わかめ頭卷四分、一青物四分（庭口錢とも）一小間物三分（庭口錢とも）⁽⁵⁾」

「諸色賣買二分、一酒四分、一鐵物類三分、一材木板類四分、一瀬戸物類三分、一鯨鯨類三分、一青物四分（藏敷なし）、一南部割木三分⁽⁶⁾」

尙當時大坂問屋は箱館産物口錢すべて一步で、兵庫問屋は二步三厘（但締粕類白子は一步三厘、魚油は銀高三ツ割）であつたので、大坂問屋の口錢よりも一般によく兵庫問屋と略等しかつたと云へる。

2. 藏 敷 料⁽⁸⁾

藏敷料は貨物によつて各々之を定め、移入品（下り物）に對しては其藏入するとしないとに關らず之を徴收し、移出品（上り物）に對しては藏入した物に就てのみ之を徴收し、其年内は藏入時日の長短によつて藏敷料を増減せず、唯年を越える場合に重ねて之を徴收する。荷主から金融を求めるとあると大抵藏入品

の原價の七割以内を貸付けた⁽⁹⁾。但し時宜により多少の上下はあつた。延享年間の箱館問屋議定書にも左の箇條がある。

「一、只今迄客方より荷物預り右引當に金錢の別中物頃（原文の儘）に相働き來り候得共近年打續き不景氣に付世上金廻りも無之故買物代金は取立て嚴敷有之候に付働さも盛り兼ね申候依（中略）其時々客方より預り荷物の中模様依り引當てにて他借致し用達し可申事も有之候然る時は一ヶ月金十兩に付金一步宛利足相掛け各方より請取り可申候最も歩割相定め候得共其時節に寄高下可有之事」

四、沖之口口錢

沖之口口錢は必ず問屋で取立て取纏めて番所へ上納した。議定書に

「口錢會日ノ惣問屋共口錢會所へ相詰相吟味可仕事」

問屋は、口錢會所へ相詰め、口錢併諸收納を爲した。而してすべて問屋頭の名で提出した⁽¹⁰⁾。

五、荷主船頭等と問屋との勘定

一樣ではないが、却て賣買の便宜上に基き、其の荷物の種類により即時勘定のものあり、或は其船出帆の時勘定せるもあり、又は半年季、一ケ年に決算をするものもある。移入品は相互の約束より一二ヶ月又は三ヶ月毎に決算するものもあつたが、維新後は遅くも年四期即ち五月、七月、九月、十二月の定となつた。

六、利益の分配

賣買取扱高は問屋七分、小宿三分と定め、假令小宿に於て多額の賣買をなしても口錢庭敷は必ず問屋七分、小宿三分の割合で分配した⁽¹¹⁾。

尙場所請負人との仲介に於ける分利割合は問屋八歩、小宿二分に取極めた⁽¹²⁾。

七、問屋の變更

甲問屋の客即ち船頭荷主が乙問屋と取引替を爲す時は、乙問屋は甲問屋の承諾を得るを要する。若し之に違反すると問屋仲間の議定により其の問屋株に封する規定であつた⁽¹³⁾。封するとは問屋業を禁止し其仲間より除名することである。

延享年間の問屋仲間議定書の内に左の如き個條がある。

「一、諸廻船宿替之儀は本宿へ聞届け可申候此末宿替致候船有之候はゞ相互に承り合せ宿可仕候若し客方非分之上宿替致候はゞ仲間内宿致間敷候

一、金錢貸借の出入に付宿替等有之候は何方へ御願候とも宿受相成不申候」

八、問屋小宿の讓渡

安政の頃問屋の數は福山十五軒、箱館十軒、江差十三軒、小宿の數福山十九軒、箱館九軒、江差四軒であつた。問屋は皆官許で得た株式で他に讓渡することが出来ないが⁽¹⁴⁾、内實は賣買あり、買つた者は前問屋の名を繼いで出願すると官は眞情を知つてゐながら之を許した。小宿株の讓渡は小宿株式の讓渡の届出を爲して認許を受けた。株は概して小宿營業者が借受け之が業務を繼續した⁽¹⁵⁾。借受料は一ヶ年三十兩乃至二十五兩にて前問屋營業者に納めた。

左に問屋及び小宿株讓渡書の一例を掲げやう。

「
乍恐以書付御届奉申上候

一、私問屋株式儀時節柄商賣躰行届兼候に付此度熟談の上大津屋茂吉へ當年より向卯年迄十ヶ年の間貸株に仕度奉存候間乍恐此段書付を以て御届奉申上候 以上

大津屋茂吉判
若狹屋宗太郎判

町御役所

前書之通御届奉申上候間奥印仕奉差上候 以上

問屋頭取 佐藤半兵衛

秋田屋喜左衛門

「一、此度私儀龜屋吉郎兵衛小宿株式親類熟談の上にて當子年より向午年迄丸七ヶ年借請小宿稼業仕度奉存候間乍恐此段書付を以て御届奉申上候 以上

辨天町

借主 徳藏

株主 龜屋吉郎兵衛

小宿世話役 湯屋吉左衛門

問屋頭取 濱田屋平右衛門

同 佐藤半兵衛

御奉行所様 (一枚)

明治以前北海道に於ける問屋及び小宿

沖之口御番所様 (一枚)

前書之通り届出候間奥印仕候 以上

蛭子友輔⁽¹⁶⁾

問屋仲間議定書にも左の如くのべてゐる。

「問屋株式名前此末賣買貸借共協方へ爲致間敷候若シ勝手ニ寄り賣拂ヒ申候ハ、仲間へ買取候而後々子孫ニ至リ相勤申度候ハ、願出可申候

株式金併仲間諸懸リモノ相調請取候上子孫ニ爲勤可申候」

九、小宿への制裁

(1) 總て小宿へ揚る荷物藏敷は其預主方にて請取り、其の外濱役を定め通請取る。これを守らぬ時は、小宿業取上げる事にしてゐた⁽¹⁷⁾。

(2) 規定の荷物の外は少しでも隠密に賣買する事が他に洩れると小宿業を取上げる定めだつた⁽¹⁸⁾。

一〇、経費の問題

問屋仲間中諸色懸りものは問屋より九分、小宿より一分を支辨した。

- (1) 村尾元長、維新以前町村制度考。
- (2) 北海道史第一 八九五頁。
- (3) 同上 八九四頁、函館港商業の慣例 九頁。
- (4) 函館港商業の慣例 一〇頁。
- (5) 福山沖之口諸役控並問屋議定控。
- (6) 箱館問屋議定書。
- (7) 大阪兵庫箱館産物歩合便覽。
- (8) 藏敷を庭敷、通庭とも云ふ。
- (9) 函館港商業の慣例。
- (10) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。

(11) 北海道史第一 二五八頁。
(12) 安政四年問屋小宿口錢割合帳。
(13) 函館港商業の慣例。

(14) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
(15) 函館港商業の慣例。
(16) 松前沖之口取扱收納取立手續並問屋議定書。
(17)(18)

七、外國貿易開始後に於ける問屋

安政六年（一八五九）六月の外國貿易開始による箱館の開港は從來の三港鼎立の調和を破り、獨り箱館のみ繁昌するに至つたのであるが、外國貿易は専ら外國商人、即ち英米佛人等及び彼等の支配人である清國人によつて營まれ、北海道問屋は勿論本邦の問屋業者は傍觀して彼等の爲すがまゝに委すより外はなかつた。

之れ彼等問屋業者が外國貿易に於て、世界の太勢に通ぜざる爲めに外國貿易の要領を知らず、到底機敏なる外國商人に敵し得なかつたに依る（註）。

（註） 拙稿、明治維新前後に於ける北海道外國貿易と外國商人の跳梁參照（綠丘學人、第四十三號）

八、結 語

以上數項に互つて明治以前北海道に於ける問屋及び小宿の如何なるものであつたかを明かにしたつもりであるが、この制度は、内地諸國の該制よりヒントを得て設けたものではあつたが、場所請負といふ獨自の制度によつて財源を求めてゐた松前藩及び幕府（但し東蝦夷地は前幕領時代に於て之を廢した）は、その制度により統制し以て收税の確實性を確保し、收税手段に要する經費削減の爲め、之を許可し、保護したところに獨自の性質を見ることが出来るのである。

（昭和六・一一・一〇初稿、昭和七・一二・九改稿）